

任意継続被保険者制度に関する注意事項及び確認書

必ずお読みください！

1.任意継続被保険者資格取得

- ・退職日から20日以内に「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書」を提出してください。
- ・加入期間は任意継続の資格を取得した日から最長2年間です。
- ・初回の保険料を納付期日までに納付されなかった場合、健康保険法第37条第2項により任意継続被保険者の資格を取消します。
- ・初回納付以降の保険料は、該当月の前月末日にご指定の金融機関の口座から口座振替いたします。

強制保険ではありませんので、国民健康保険への加入またはご家族の被扶養者になることもご検討下さい。

(国民健康保険の軽減措置が適用される場合もありますので、あらかじめお住まいの市区町村でご自身の国民健康保険料額をご確認の上、ご判断ください。)

2.任意継続被保険者資格喪失

- ・次のいずれかの事由に該当したときは()内の日から任意継続被保険者資格を喪失します。
 - 1.加入者が就職し、就職先の社会保険の資格を取得したとき。(新たに資格を取得した日)
 - 2.保険料の納付または口座振替が期限までにおこなわれなかったとき。(納付期限の翌日)
 - 3.加入者が後期高齢者に該当したとき。(後期高齢者医療制度の被保険者となった日)
 - 4.加入者が死亡したとき。(死亡した日の翌日)
 - 5.任意継続資格満了日。(満了日)
 - 6.任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき。(申し出が受理された日の翌月1日)
- ・任意継続被保険者の資格を喪失したときは、速やかに保険証を当健康保険組合へ返納してください。
なお、保険証を紛失した場合は必ずご連絡ください。
- ・資格喪失日以降は当健康保険組合の保険証は使用できません。
資格喪失日以降に使用(受診)した場合、医療費の健康保険組合負担額を全額返還していただきます。(法第58条1項)

3.保険料

- ・任意継続被保険者の月額保険料は、事業主(会社)の負担がなくなるため、全額自己負担となることから高額になりますので、加入申請前に必ずご自身の保険料をご確認ください。
- ・保険料額は原則として2年間変わりません。退職時の標準報酬月額か当健康保険組合の平均標準報酬月額のどちらか少ない額に所定の保険料率を掛けて算出されますので、収入額による見直しはありません。
ただし、介護保険の該当・不該当、保険料率の改定、平均標準報酬月額の改定により変更になる場合があります。
- ・任意継続加入資格取得と同一月に就職した場合は、1ヵ月分の保険料を徴収いたします。
- ・退職月に給与控除されている保険料は前月分のため、任意継続加入月からの保険料を納付していただきます。

4.途中で申請内容に変更が生じた場合

- ・氏名、住所、電話番号、ご指定の金融機関の口座に変更があるとき。
- ・被扶養者に異動があるとき。
※必ず当健康保険組合に届出をしてください。

《確認書》

私は、上記の注意事項について確認しましたので、任意継続加入を申請いたします。

令和 年 月 日

ロジスティード健康保険組合 理事長 殿

被保険者氏名 _____ (自署) (印)